

電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しについて

令和2年度税制改正において、電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業に係る法人事業税の課税方式が見直されました。

これにより、電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業に係る法人事業税の額は資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人は、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算によって、それ以外の法人は、収入割額及び所得割額の合算額によることになります。

また、法人事業税の見直しに伴い、特別法人事業税の基準法人収入割額についても税率が改正されました。

【改正後】法人事業税の税率等について

区 分	課税標準	税 率
		令和2年4月1日以後 に開始する事業年度
下記以外の法人 （収入割・所得割の合算額）	収入金額	0.75 / 100
	所得金額	1.85 / 100
資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人 （収入割・付加価値割・資本割の合算額）	収入金額	0.75 / 100
	付加価値額	0.37 / 100
	資本金等の額	0.15 / 100

【改正後】特別法人事業税の税率について

区 分	課税標準	税 率
		令和2年4月1日以後 に開始する事業年度
収入金額課税（小売電気事業及び発電事業）	基準法人収入割額	40 / 100

※基準法人収入割額とは、法人の事業税（収入割）の税額をいいます。